

市民グループ等自主企画支援事業実施要領

1 目的

市民グループや事業所(以下「グループ等」という。)が、自主的に企画する男女共同参画に関する研修会及び勉強会(以下「研修会等」という。)、又は市民を対象に行う講座及びシンポジウム等(以下「講座等」という。)の取組を支援することにより、男女共同参画について理解を深めるとともに、そこで活動する人材を育成することを目的とする。

2 対象グループ等

次のいずれかに該当すること。(ただし、政治団体、宗教団体は除く。)

(1) 市民グループ

次のいずれにも該当すること。

- ① 市内に所在し、活動するグループであること。
- ② 会員が18歳以上で5人以上であること。
- ③ 会員の7割以上が市内に在住又は通勤、通学していること。

(2) 事業所

営利、非営利を問わず、市内に事務所を置く法人であること。(NPO 法人を含む。)

3 事業内容等

(1) 研修会等

次のいずれにも該当すること。

- ① すいた男女共同参画プランの施策の主な取組に対応する内容であること。
- ② グループ等の内部の者を対象とし、5人以上の参加が見込めること。
- ③ 1回の研修会等の時間は30分以上とすること。
- ④ 会場は吹田市内とし、申込みグループ等が準備すること。ただし、オンライン(インターネット配信)形式の場合は、この限りでない。
- ⑤ 講師との交渉及び依頼等については申込みグループ等が行うこと。
- ⑥ 当日の会場の準備や進行等は、申込みグループ等が行うこと。

(2) 講座等

次のいずれにも該当すること。

- ① すいた男女共同参画プランの施策の主な取組に対応する内容であること。
- ② 一般市民を対象とし、10人以上の参加が見込めること。
- ③ 原則として参加者から受講料等を徴収しないこと。
- ④ 1回の講座等の時間は1時間30分以上とすること。
- ⑤ 会場は吹田市内とし、申込みグループ等が準備すること。ただし、オンライン(インターネット配信)形式の場合は、この限りでない。
- ⑥ 講師との交渉及び依頼等については申込みグループ等が行うこと。
- ⑦ 案内ちらし・資料等の原稿作成、申込みの受付、当日の会場の準備や進行等は、申込みグループ等が行うこと。

4 支援内容

- (1) 講師等の謝礼(市の基準の範囲内とし、1 グループ等につき 3 万円以内とする。)
- (2) 男女共同参画センターで資料等を印刷する際の印刷経費
- (3) 男女共同参画センターを会場とする場合の施設使用料金
- (4) 男女共同参画センターを会場とする場合の一時保育の場所、保育スタッフ及びスタッフ謝礼(ただし、一時保育は2時間までとする。)
- (5) 講座等にあつては、市主催事業に準じた広報
- (6) 講師情報の提供、案内ちらし・広報原稿の作成や運営に関する相談

5 申請等

研修会等及び講座等の実施を希望するグループ等は、市が指定する期日までに「自主企画研修会等開催申請書」(別紙様式 1)、「企画書」(別紙様式 2)、「グループ等の概要」(別紙様式 3)に、市民グループの場合は会員名簿及び会則等を添付して、市に提出するものとする。

6 選考方法等

- (1) 申請があったグループ等を選考するために選考委員を置く。選考委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - ① 男女共同参画センター所長
 - ② 人権政策室参事
 - ③ 男女共同参画センター所長代理
 - ④ 男女共同参画センター事業担当職員
- (2) 選考委員は別表の審査基準に基づき、書類選考及び、必要があればヒアリングを行い、実施するグループ等を決定する。
- (3) 前年度支援していないグループ等の申込みを優先として選考し、枠に空きがあれば前年度支援したグループ等を選考する。
- (4) 毎年度 3 団体までを支援することとする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。
- (5) 市は実施するグループ等を決定したときは、決定通知書により通知するものとする。

7 実績報告

グループ等は、研修会等及び講座等終了後、その結果について、1 か月以内に「実績報告書」(別紙様式4)により市に報告するものとする。

8 留意事項

- (1) オンライン形式での実施は、「吹田市立男女共同参画センターオンライン講座の実施基準」に則って行うこととする。なお、プログラム配信上のトラブルについて、市は一切の責任を負わないこととする。
- (2) その他、この要領に定めのないことについては、市と申込み団体で協議して決める。

- 附則 この要領は 平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
この要領は 平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
この要領は 平成 29 年 9 月 1 日より施行する。
この要領は 平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この要領は 令和元年 5 月 1 日より施行する。
この要領は 令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この要領は 令和 2 年 8 月 1 日より施行する。
この要領は 令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この要領は 令和5年 4 月 1 日より施行する。

別表

審査基準

1	課題の認識、とらえ方が適切か
2	男女共同参画が伝わるか
3	この企画で目的は達成できるか
4	プログラムは適切か

各項目 5 点を最高点とし、合計点数が平均 10 点未満の者は選考の対象外とし、点数の高い上位 3 グループに決定する。

自主企画研修会等開催申請書

申込者	グループ等名			
	(ふりがな) 代表者氏名			
	所在地	〒		
	電話			
実施担当者	(ふりがな) 氏名			
	連絡先住所			
	電話		FAX	
	Eメール			

研修会・講座等の概要	希望する内容 (どちらかに ○)	内部研修会等 市民向け講座等		
	実施方法 (どちらかに ○)	対面(会場)での実施 オンラインでの実施		
	実施希望日時	年	月	上・中・下旬頃 午前・午後・夜間
	参加予定人数	人(うち男性 人 女性 人)		

企画書

すいた男女共同参画 プラン番号	(例:3-2-2、2-1-1 など)
テーマ	
タイトル	
キャッチコピー (参加したくなる言葉)	
企画の意図 (コンセプト)	
対象者 (対象者の課題・背景・環境を理解する)	
内容 (どのような方法、アイデア)	
講師	
PR 方法 (PR 先)	

グループ等の概要

グループ等名	
設立年月日	年 月 日
会 員 数	人(女性 人・男性 人)
これまでの活動について(事業所の場合は会社案内等の資料)	

実績報告書

グループ等名	
開催日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
すいた男女共同参画プラン番号	(例:3-2-2、2-1-1 など)
テーマ	
タイトル	
講師	
参加人数	人(女性 人・男性 人)

参加者の感想等(参加者からのアンケート結果等)

主催者の立場からの感想・振り返り等

当日の内容をまとめたものを記入して下さい。
(別にあればそれを添付して下さい。レジユメ等も添付して下さい。)